

第11章

中米紛争と農業問題

はじめに

1980年代のラテンアメリカは「失われた10年」と呼ばれる深刻な経済危機に見舞われた。中米地域ではこれに加えて武力紛争が本格化し、事態は一層深刻化した。中米の紛争が「地域紛争」化したのは80年代においてである。それ以前にもニカラグア、エルサルバドル、グアテマラ各国内は紛争状態にあったが、79年のニカラグア革命を契機として、それ以後紛争が国境を越えて隣国に影響を及ぼすようになったこと、および紛争が東西対立に巻き込まれて東西の代理戦争的な様相を帯びるに至ったため、中米地域紛争として国際的な注目を集めることとなった。

1990年代に入り、東西冷戦体制の終焉、社会主義圏の崩壊という国際関係の変化を受けて、中米地域紛争も終焉に向かう。まず90年2月、ニカラグアではサンディニスタ革命政権が選挙に敗れて退陣、チャモロ親米政権が成立、その後反政府ゲリラ、コントラは解体され内戦は終結した。エルサルバドルでは90年から91年にかけて政府と左翼ゲリラFMLNとの間で何回も和平交渉が重ねられた結果、92年1月16日に和平協定が調印され10年余にわたる内戦は終結した⁽¹⁾。中米に残る紛争国はグアテマラのみであるが、グアテマラの紛争も今は1国内の問題である。東西対立に巻き込まれた代理戦争的な内戦はもはや過去のものとなり、紛争が国境を越えて周辺国を巻き込むとい

うかたちでの地域紛争は終了した。

それではこのように中米諸国に武力紛争、内戦をもたらした根本的な要因は何に求められるのであろうか。各国内の社会経済構造、富の偏在、貧富の格差が当然考えられるが、中でも重要なのが農業問題、土地をめぐる問題である。ここでは農業問題に焦点を当てて中米紛争の要因を考察する。

第1節 中米農業の特質

パナマ、ベリーズを除く中米5カ国は、政治風土や文化は国によってかなり異なるものの、経済構造においては共通性が大きい。5カ国の経済はいずれも第1次産業（農業、牧畜、および国によっては漁業、林業）の産品輸出に基本的に依存している。1991年においてGDPに占める農業の割合はグアテマラ、ホンデュラス、ニカラグアの3カ国で20パーセント台である（第1表）。主たる輸出品を見るとコーヒー、バナナ等1次産品がどの国でも高い割合を占めている。ただしエルサルバドルでは非伝統的産品（工業製品、果物・野菜類、花等）が1位を占める（第2表）。

中米の農業は、輸外向商品作物を生産する大・中規模の農場における農業と、自給用および国内消費向に食糧を生産する小農民あるいは零細農民の農業に分かれ、二重構造を形成している。

中米における輸外向商品作物の代表がコーヒーとバナナである⁽²⁾。コーヒーの栽培は19世紀中ごろより、バナナは19/20世紀転換期ごろよりこの地域に導入された。中米は地形、気候、土壌条件からいって世界でも有数のコーヒー栽培の適地である。コーヒー栽培にはある程度の高度と起伏のある土地が必要であり、丘陵地や山の斜面が選ばれる。コーヒー農園（中米では通常フィンカーfincaと呼ばれる）は大規模なものもあるが、中小規模、家族経営のものも多い。

こうしたコーヒー・フィンカの拡大により食糧作物を生産する小農民が土

第1表 GDPに占める部門別割合(1991年)

(%)

グアテマラ	農業	25.7	ニカラグア (1988年)	農業	23.6
	工業	14.8		工業	21.2
	建設	2.1		建設	3.6
	商業	24.0		電力・ガス・水道	2.5
	金融	4.2		運輸	5.9
ホンデュラス	農業	27.9		商業	18.0
	鉱業	1.4	コスタリカ	農業	17.3
	工業	15.0		工・鉱業	18.8
	建設	4.8		建設	2.6
	運輸	8.8		電力・ガス・水道	3.6
	商業	11.9		運輸・通信	5.3
	金融	13.6		商業	19.3
	政府	5.9		政府	14.5
エルサルバドル	農業	10.2			
	工業	18.8			
	建設	2.7			
	運輸	6.8			
	商業	35.1			
	政府	2.4			
	金融	7.7			

(出所) The Economist Intelligence Unit, *Country Profile. Guatemala, El Salvador, Honduras*, No. 4, 1992, pp. 3,5,7, 同 *Nicaragua, Costa Rica, Panama*, No. 4, 1992, pp. 3,5,より作成。

地を奪われたのは事実であるが、まだこれによって後者が決定的なダメージを受けるまでには至らなかった。小農民はコーヒー栽培に不適な低地や森林に覆われた山岳地へ移動して耕作を継続することが可能であったし、あるいはコーヒー・フィンカで賃労働者として働くことができた。コーヒー栽培は

第2表 主たる輸出品(1991年)

(100万ドル)

グアテマラ	コーヒー	286	ニカラグア (1988年)	コーヒー	85
	砂糖	138		綿	53
	バナナ	65		牛肉	19
	果物	37		バナナ	15
	カルダモン	29		砂糖	4
ホンデュラス	バナナ	366		全体	236
	コーヒー	184	コスタリカ	バナナ	399.7
	木材	16		コーヒー	263.6
	砂糖	13		牛肉	58.8
		全体		1,487	
エルサルバドル	非伝統的産品	318.3			
	コーヒー	225.1			
	砂糖	39.2			
	エビ	16.0			
	綿	1.6			

(出所)第1表に同じ。

かなりの人手を要するため、これら土地を奪われた小農民に雇用機会を提供した。

バナナ・プランテーションはユナイテッド・フルーツ、スタンダード・フルーツに代表される多国籍企業によって始められた。これらの企業は中米のカリブ海沿岸地方に広大な土地を取得したが、その際に小農民が既に耕作していた土地を奪ったのではない。カリブ海沿岸の熱帯低地は不健康地のため19世紀末ごろまではほとんど人が住んでおらず、土地は未開発の状態にあった。したがって企業がこの地域に広大な土地を取得することによって既存の土地所有形態や農業構造に影響を与えることはなかった。多国籍企業は当該国の政治、経済に大きなインパクトを与えたが、バナナ産業は大量の労働力

を雇用するから少なくとも雇用創出の面ではプラスの働きをなした。また鉄道や港湾といったインフラ施設を当該国にもたらした。どの国でも鉄道の建設とバナナ産業の発展は密接に結びついている。このように2大輸出作物、コーヒーとバナナの栽培の拡大は中米の経済、社会にさまざまな影響を及ぼしたが、食糧作物の栽培に従事する小農民の経済もこれと並行して存続した。

こうした農業構造に大きな変革をもたらしたのが第2次世界大戦後に導入された新しい輸出産品の生産拡大である。それまで中米の経済はコーヒーとバナナという2大輸出作物に過度に依存していたため、国際価格の変動に晒されて極めて不安定な状態にあった。特に世界大恐慌の時期にコーヒーの国際価格が暴落し、また1930年代にバナナは病害の影響を被り、企業はカリブ海側のプランテーションを一時放棄するといった事態が出現した。そのため輸出産品の多様化が切望された。第2次大戦後に新しい輸出産品として導入されたのが綿花、砂糖きび、牛肉である。60年代中ごろには綿花はコーヒーに次いで中米で第2位、牛肉はバナナに次いで第4位の輸出産品となった。

輸出向作物の栽培地面積の増加は、食糧作物の栽培地面積の相対的な減少を伴うものである。第3表は主たる食糧作物（トウモロコシ、米、豆、およびグアテマラではこれプラス小麦）および主要輸出作物（バナナ、コーヒー、綿花、ソルガム、砂糖きび）の栽培地面積の変遷を国別に示したものである。食糧作物の栽培面積は1948/52～81/83年にかけて着実に増加しているが、輸出作物の増加はそれを上回る。

国別に見るとエルサルバドルでは1948/52年の時点で既に輸出作物栽培地面積が食糧作物のそれを上回っている。ニカラグアでは61/65年、コスタリカでは71/73年にそれぞれ前者が後者を上回る。輸出作物/食糧作物の比率はエルサルバドルでは61/65年に頂点に達し、それ以後漸減する。コスタリカでは71/73年に、グアテマラ、ニカラグアでは76/78年にそれぞれピークに達する。ホンデュラスを除き、食糧作物との比較での輸出作物栽培地面積の増加が限界に達したことを示している。ニカラグア、エルサルバドル、グアテマラの3カ国では76/78～81/83年にかけて輸出作物の栽培地面積は絶

第3表 耕地面積（食糧作物，輸出作物別）の変貌（1948/52～1981/83年）

（単位1000ha）

		48/52	61/65	71/73	76/78	81/83
グアテマラ	a	644	786	881	774	912
	b	219	429	515	553	510
	b/a (%)	34	55	58	71	56
ホンデュラス	a	344	357	382	523	433
	b	200	207	246	302	327
	h/a (%)	58	58	64	58	76
エルサルバドル	a	233	214	258	314	328
	b	242	355	386	413	388
	b/a (%)	104	166	150	132	118
ニカラグア	a	166	249	323	319	315
	b	128	307	326	408	313
	b/a (%)	77	123	101	128	99
コスタリカ	a	110	161	116	147	168
	b	89	139	182	202	207
	b/a (%)	81	86	157	137	123
5カ国計	a	1497	1767	1960	2077	2156
	b	878	1437	1655	1878	1745
	b/a (%)	59	81	84	90	81

(注) a：食糧作物（トモロコシ，米，豆 [+グアテマラでは小麦]）

b：輸出作物（バナナ，コーヒー，綿花，ソルガム，砂糖きび）

(出所) Brockett, C.D., *Land, Power, and Poverty: Agrarian Transformation and Political Change in Central America*, Boston, Unwin Hyman, 1990, p.55, Table 3.4 (一部調整)

対値で減少している。これはひとつは紛争の影響であり、ニカラゲアの場合にはこれに加えて革命政権下の農業政策も影響していると考えられる。71/73～81/83年の間の輸出作物栽培地面積の変遷はマイナーなものに過ぎない。

こうした一般的な傾向を見るとときホンデュラスは例外を示しており、1948/52～61/65年の輸出作物の栽培地面積の増加はわずか4パーセントに過ぎないが、その一方で81/83年までその面積はコンスタントに増加している。輸出作物／食糧作物の比率は76/78年までほぼ一定している。ホンデュラスは中米諸国の中でも最も開発の遅れた国で、農業部門にも変革の到来するのが最も遅れていることが示される。

第2節 綿花栽培の拡大

1950年代から60年代にかけて綿花の栽培が著しく拡大した。綿花は主に太平洋岸の低地で栽培される。中米のカリブ海側の低地は湿潤すぎて綿花には適さないのに対して、太平洋側は気候、土壌条件が綿花の栽培に最適である。

綿花の栽培が始まる以前に、高地においてコーヒーの栽培の拡大あるいは人口増大のため土地を失った小農民は、農業フロンティアを求めて太平洋岸低地に移動していた。太平洋岸低地の一部はこのような小農民によって既に耕作されていたが⁽³⁾、大部分は未開発の森林であった。これら森林を綿花畑に転換する際に土地なし農民の労働力が次のような方法で利用された。すなわち地主は耕作地を求める農民を自分の領有地へ入れ、森林を伐採させ、焼き畑耕作をさせる。農民は土地を開墾した後、1～2シーズンの間主食のトウモロコシの栽培を許可される。その間に木の切り株が腐食してトラクターによる耕作が可能になると農民は追い出され、その土地は綿花畑に変えられる、というものである。

上述の農民は一定の期間を限った契約農であるが、これ以外の、土地を継

統的に耕作する小農民の土地保有の形態は多様である。自作農 (propietario), 小作農 (arrendatario), 分益小作農 (aparcerero) の他に, コロノ (colono) と呼ばれる農民がいる。地主は自分の農園内の土地を開墾し, 家畜を管理するのに必要な労働力を確保するため, 農民に小地片を貸与し, 居住と自給用穀物の生産を認めた。このように農園内に小地片を貸与される代償に地主に対する労働力の提供の義務を負う農民がコロノである。さらに私的所有権の確定していない土地を占有して耕作する無権利占有者 (ocupante), あるいは「エヒード」 (ejido) ⁽⁴⁾ の土地を耕作する農民も存在する。

綿花の栽培が導入されて以後もしばらくの間は, 地主の一部は旧来の方法で耕作を小農民の労働力に依存していた。しかし国の奨励策により綿花栽培者が低利の融資を受けられるようになると, 生産過程のうち機械化が可能な部分は機械化した方が有利となり, 従来の牛耕がトラクターにとって代られる。これにより1960年代には綿作農場のコロノ農民が農場から排除されることになる。

商品作物としての綿花の価値が高まると, 地主はそれまで小作, 分益小作に出していた土地を綿作農場に組み入れることによって栽培面積の拡大を図る。かくして小作, 分益小作等の耕作農民の排除が始まる。農民の排除は様々なかたちでなされる。例えば小作契約が文書によらず口頭の契約に過ぎない場合に, それを打ち切り更新しない, あるいはそれまでの分益小作形態や物納地代を金納に変え, かつ小農民が現実に払えないような額にする, といった方法がとられる。無権利占有者の場合は立場はさらに弱く, 農民の排除は容易である。農民の排除にあたっては物理的暴力を伴うこともある。

このように綿花栽培地の拡大に伴い耕作地から排除された農民は, 遠隔の土地, 条件の劣る土地へ移動して自給用作物の栽培を続けるか, あるいは首都その他の都市へ出てスラム街の住民となるかの道を選ばざるを得ない。これらの者の多くは現金収入源を求めて農場へ賃労働者として働きに出る。綿作農場の場合, 綿花の摘みとりの時期には大量の労働力を必要とするので, この季節には高地や都市部から季節労働者が大挙して太平洋岸低地へ移動す

る。その最も顕著な例がグアテマラ北西部の周縁的な地域であるキチュエ(Quiché)、ウエウエテナンゴ(Huehuetenango) 両県から太平洋岸低地への労働力移動に見られる。綿花の栽培の拡大は沿岸部の豊かな土壌を枯渇させ、駆虫剤の長期にわたる使用は環境を破壊した。綿花はコーヒーやバナナと異なり単年生作物であるから、国際価格や需要の変動により有利性がなくなれば簡単に他の作物へ転換され得る。1960年代末に綿花のブームが終わると、太平洋岸では綿花の栽培から砂糖きび栽培へ、あるいは牧草地への転換がなされた。さらに一部の土地では再び食糧穀物が栽培されるようになる。

しかしこの綿作から食糧穀物への再転換は、旧来の土地保有形態や耕作方式へ戻ることを意味するものではない。かつて小作人、分益小作人、コロノによって耕作されていた土地は賃労働者を使って耕作されるように変わったが、穀作に再転換後もこの方式は引き継がれた。またこれらの大農場でトウモロコシ、米、ソルガムといった穀物を栽培する場合には機械化が導入されたため、この作物転換は小農民にとって雇用機会の増大に繋がらなかった。

第3節 牛肉の輸出ブームと牧草地の拡大

第2次世界大戦後、米国で食肉の需要が高まると、米国産の高級な牛肉はステーキ用に回されたため加工食品用の肉が不足し、その分を輸入に頼るようになる。米国市場が開かれたことにより1960年代から70年代にかけて中米に牛肉の輸出ブームが到来し、牛肉はコーヒー、綿、バナナに次いで4番めの外貨獲得源となった。

中米の牧畜は北米に比べて次の点で有利である。すなわち牧畜用地が相対的に安い点、北米では冬季は積雪のため肉牛の肥育には穀物や干し草が必要な点に対して、中米では年間を通じて牧草による肥育が可能な点である。

米国への牛肉および砂糖の輸出割当は米政府の政策によって増減される。1959年のキューバ革命後、「進歩のための同盟」政策の下で中米、カリブは

安全保障戦略上の重点地域とみなされ、輸出割当は中米に対して有利に定められた。対米牛肉輸出割当全体に占める中米の割合は60年代初めの5%から70年代末には15%に引き上げられた⁽⁵⁾。70年には中米で生産される牛肉の4分の3は輸出に回され、国内供給が不足するまでになった。

中米各国政府は世銀や米政府開発局 (USAID) の援助を受けて牛肉の生産を奨励した。牧畜のための開発可能性のある地域に道路が建設され、伝統的な屠殺場に代って近代的な加工処理場が作られた。牧畜業者、牛肉加工業者に対して有利な条件で融資が提供された。

開発という観点から見れば、牛肉輸出ブーム、牧畜ブームは好結果をもたらした。それは中米の輸出収入を大幅に増やし、それまで未開発であった奥地の開発に貢献した。しかしそれは同時にマイナスの影響ももたらした。第1に牧草地の急速な拡大により食糧作物栽培に向けられる土地が減少したこと、第2に森林破壊が進んだことである。1960年代および70年代に中米で最も森林破壊が進んだ地域は牧畜が急速に広がった地域と一致する。グアテマラのエスクイントラ (Escuintla)、ホンデュラスの Cholulteca (Choluteca)、コスタリカのグアナカステ (Guanacaste) といった太平洋岸の各県 (Departamento, Provincia) がそれである。

コーヒー、バナナ、綿花、砂糖きびといった輸出向作物の栽培には肥沃な土壌と特定の気象条件が必要であり、したがってその地域的拡大は自然条件の制約を受けるが、牧畜の場合はこれらと異なり牧草の育つところならばどこへでも広がった。また牧畜は商品作物栽培と比べて労働力の吸収はるかに少ないから、雇用に及ぼすマイナスの影響は見逃せない。

森林が牧草地へ転換されることにより深刻な影響を被るのがその土地を生活手段として利用する小農民である。農村部の人口増大と輸出作物の栽培拡大により肥沃な土地から排出された小農民は周縁的な土地へ移住して自給作物の栽培に従事していた。こうした小農民にとって森林は薪や住居用木材その他日常生活に必要な資源の供給源として重要な意味を持つ。土地不足が一層深刻になると、小農民は森林の周縁部を切り開いて開墾し、生計のための

作物栽培を始める。このように森林の存在は貧窮化する下層農民の生活にとって安全弁の役割を果たすものであった。

牧畜ブームの到来まではこれら周縁地域は商業的農業の発達した中心地域から見れば圏外にあったため、その影響を被ることなく、小農民は自給農業を維持することができた。牧畜ブームと牧草地の地域的拡大は様相を一変させた。森林から牧草地への転換が進むと小農民はその土地を追われ、さらに奥地へフロンティアを求めて移動するか、都市へ移住してスラムの住民になるかの道を余儀なくされた。

牧場経営者（ランチェーロ）が森林を牧草地に変える方策としては、既に小農民が森を切り開いて耕作していた土地を奪う他に、小農民を労働力として利用して土地を開拓させる場合がある。ちょうど太平洋岸低地の未開発地を綿花畑に変える際にとられた方法と同様、地主は森林に覆われた土地を1～2農業周期の間小農民に貸与する。小農民は木を伐採して焼き払いトウモロコシを栽培する。伐採された木の切り株が腐ってトラクターによる耕作が可能になった時点で、小農民は追い立てられ牧草地に転換されるというものである。牧畜は商品作物の栽培と比べて労働力の吸収が少ないから、土地を追われた農民は他へ移動せざるを得ない。中米においては牧畜の盛んな県ほど人口の流出が顕著である⁽⁶⁾。

中米においては国際市場向けの商品生産を目指した土地利用と自給生産に基礎をおいた土地利用という2つの土地利用のシステムが並存してきたが、両者の間の軋轢が最も先鋭なかたちで発現したのが周縁的な地域における森林の周縁部であった。すなわち小農民が森林を切り開いて自給作物を栽培していたところに牧畜が導入された場合である。

小農民の見解によれば土地に対する究極的な権利は法的タイトルいかによるのではなく、その土地が現実利用されているか否かによって決まる。遠隔地であって商業的農業の及ばない土地は、その法的タイトルいかにかわらず、伝統的慣行に従ってその土地を利用してきた小農民が権利を有する、と彼らは主張する⁽⁷⁾。

奥地において私的所有権の及ばない土地は国有地あるいはエヒードの土地 (tierra ejidal) と分類され、そこを小農民が生活のために利用することは慣行として認められてきた。あるいは私有地であっても、大土地所有の場合その領域全部が常に生産的に利用されているとは限らず、また地主が実効的に支配しているとも限らない。そのような土地を小農民が占有し耕作していた。こうした土地が牧場に変えられ、農民が追い立てられることが紛争の原因となる。

牧畜が導入される以前から地主が実効的に支配していた土地の場合には紛争は起こりにくい。すなわち農民の側から土地占有の正当性を主張しにくいからである。小作あるいは分益小作に出していた土地であれば、綿作の場合と同様地代を上げるか、物納から金納に切り換えることにより農民を排除することが可能である。それまで地主の実効的支配の及ばなかった未利用地であっても私有地としての法的タイトルが確定している場合には、その土地が牧場に転換され牛が放たれば、その事実により土地は「利用されている」ということになり、小農民が占有、耕作を続けることは困難となる。

問題は国有地やエヒードの土地、その他所有権が明確でない土地で、小農民が伝統的慣習に従って、当然の権利と考えて占有、耕作してきた土地である。そういう土地が牧草地に転換され農民が排除される際に紛争が生じる。農民の排除に当っては物理的暴力を伴うことが多い。これに対抗して農民の側は農(牧)場の土地占拠などの実力行使に訴える。

通常農民の実力行使に先立って農民組織が作られる。農民の組織化、農民運動は農民自身の間から自然発生的に生ずることは希で、多くの場合外部にオーガナイザーがいる。労働組合のオルグ、政党や宗教団体の活動家、ソーシャル・ワーカー、革命派のゲリラ等である。こうした農民の組織の水準、それが革命派ゲリラ・グループと結びつくか否か、政府および支配層の側の農民運動への対応の仕方がその後の農村部をめぐる動き、紛争の展開に影響してくる⁽⁸⁾。

以下では土地をめぐる紛争から武力闘争が生じ、国によっては革命運動へ

と発展していった様子をグアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、ホンデュラス各国の場合について見る。

第4節 土地紛争から武力闘争へ

1. グアテマラ

1944年、ウビコ (Jorge Ubico) 独裁政権が倒され、初の民選大統領としてアレバロ (José Arévalo) が政権に就き、改革に着手した。アレバロの後を継いで50年にアルベンス (Jacobo Arbenz) が大統領に就任すると、農地改革を含むさらに革新的な改革に手をつけた。グアテマラにおける農地改革の試みはアルベンス政権下の52年に始められ、54年には挫折する。短い期間であったがこの間にかなりの土地分配が実施された。分配された土地は国・公有地 (第2次大戦中にドイツ人所有の土地—大規模なコーヒー農園が多い—を接収したためグアテマラには国・公有地が多い)、グアテマラ人所有の農場およびバナナ会社の所有地で未利用の土地である。この時期の農地改革の趣旨は基本的に、農耕適地であって利用されていない土地を生産的に利用すること、および土地なし農民に小土地を与えて自作農化することの2点である。

この農地改革はユナイテッド・フルーツ会社およびグアテマラ人地主にとって脅威となり、1954年にCIAの工作による反政府蜂起によってアルベンス革新政権は打倒される。それ以後85年1月に民政移管がなされるまでの31年間、グアテマラは実質的に軍部の支配下にあった。この間反政府派に対する弾圧は過酷を極め、延べ10万人を超える犠牲者を出したといわれる (エルサルバドル、ニカラグア両国の内戦の犠牲者数、7.5万人、6万人と比べてこれは大変な数である)。難民 (国外に出た者、および国内難民—internal refugee—) の数は50万人以上とされる。犠牲者および難民の多くが農民であり、インディヘナ農民である。

1954年以後農地改革の成果は逆転された。改革の受益者農民は獲得した土地から追放され、収用された土地は元の地主に返還された。「農地改革」(reforma agraria)の言葉は禁句となり、代って採用されたのが「農地変革」(Transformación Agraria)のプログラムである。その中身は、未開発地を開発して農民を入植させる入植計画である。

グアテマラの太平洋岸の低地は土地を求める農民にとってフロンティアであった。土地に対する人口圧力の高い中央部の高地から、あるいはコーヒー栽培の適地である丘陵地から排出された零細農民は代替地を求めて太平洋岸の低地へ移動する。この地域に綿花の栽培が導入されると再び零細農民が排除される。このように農業適地から排出された小農民を国内の周縁的な地域、未開発地域に入植させるのが「農地変革」の主たる狙いであった。

綿花のブームが去った後に牧畜ブームが到来する。グアテマラでは牧畜はまず太平洋岸のエスクイントラ、スチテペケス(Suchitepequez)、レタルウレウ(Retalhuleu)の各県で始まり、沿岸部を北と南へ広がった。1960年代には東部のイサバル(Izabal)、サカパ(Zacapa)、チキムラ(Chiquimula)の各県が新たな牧草地帯として開発され、この地域で森林の破壊が進むとともに主たる食糧穀物であるトウモロコシの生産が減少した。当然のことながら食糧生産に従事する小農民と牧場経営者との間で紛争が生ずる。60年代中ごろにはこの地域でゲリラ活動が発生している。

1970年代に入ると、それまで商業的農業の見地からは無価値とされてきた国の北部の広大な地域が潜在的な牧畜用地として注目されるようになる。ウエウエテナンゴ、キチェ、アルタ・ベラパス(Alta Verapaz)各県の北半分、イサバル県の北部および北西部、ペテン(Petén)県の全域がこれにあたる。森林に覆われたこの地域の一部には、人口稠密な高地から排出されたインディヘナ農民が無権利占有者として入植し、焼畑耕作を行っていた。この地域のうち中央高地の北側に位置する一帯は「北部横断帯」(Faja Transversal del Norte)と呼ばれ、「農地変革」の枠組での入植の対象地域に指定され、協同組合方式による小農民の入植が進められた。

第1図 グアテマラ



この北部横断帯が牧場経営者にとって恰好の新規牧畜用地として目をつけられた。ここに油田とニッケル鉱山が発見されるに及び、この地域は国の組織的な開発の対象とされ、高地と結ぶ自動車道路が建設された。道路の建設によってこの地域への接近が容易になると牧場経営者は牧草地の拡大に努める。かくして自給農業に従事する小農民との間で土地をめぐる紛争が生ずる。

1970年代に農民の組織化、運動が活発化した。78年に農民組合の全国組織CUC (Comité de Unidad Campesina, 農民統一委員会)が発足している。同じく70年代には FAR (Fuerzas Armadas Rebeldes, 武装反乱軍), EGP (Ejército Gue-

rrillero de los Pobres, 貧民ゲリラ隊), ORPA (Organización del Pueblo en Armas, 武装人民組織) といった武装ゲリラ組織が次々と出現した。これに対して体制側は軍部およびその別動隊ともいえる「死の部隊」(Escuadrones de Muerte) を通してこれらの運動を鎮圧した。このようにしてグアテマラは農村部を中心に内戦状態に陥るのである。

1978年5月のパンソス (Panzós) の虐殺はグアテマラ内戦におけるひとつの転換点をなすものであった⁽⁹⁾。それ以前はインディヘナ住民が武装ゲリラ活動に直接参加することは少なかったが、この事件以後ゲリラはインディヘナ農民の支持、参加を得て膨脹し始める。アルタ・ベラパス県パンソス村は北部横断帯の東南端に位置する。長年にわたりパンソスの住民は私的所有権の確立していない土地を占有して自給作物(主にトウモロコシ)を栽培してきた。ニッケル・ブームに伴いこの地と幹線道路を結ぶ自動車道が建設されたことにより、ここが牧場として開発されることになる。新たに土地の権利証を発行された地主たちは占有農民を立ち退かせるために殺し屋を雇って脅しをかけ、農民側の抵抗に会うと軍隊に応援を求めた。5月29日、抵抗する農民を排除する際に大勢の犠牲者を出した。これがパンソスの虐殺である。

1980年代初めには農村部においてインディヘナ農民の支持を得たゲリラ活動が活発化する。1982年には前述のゲリラ3組織とPGT (Partido Guatemalteco de los Trabajadores, グアテマラ労働者党) が連合してURNG (Unidad Revolucionaria Nacional Guatemalteca, グアテマラ民族革命統一団) を結成した。体制側は反政府ゲリラ活動に対しては強硬手段に訴えてこれを弾圧した。特にルーカス・ガルシア (Lucas García) 軍政 (1978~82年), リオス・モント (Ríos Montt) 軍政 (1982~83年) 下での弾圧は過酷を極め、グアテマラは国際社会から人権侵害を非難された。

そのひとつの例が「焦土作戦」で、ゲリラが浸透したと目される村を全滅させ、田畑を焼き払う。農民指導者を殺害するだけでなく、ときには村民を皆殺しにする、というものである。生き残った村民は元の村を逃れて山間部へ隠れるか、あるいは軍によってコントロールされた新しい村に住むしかな

い。焦土作戦によって既存の村が破壊された後に、当局によって新しく「開発拠点」(polo de desarrollo), 「モデル村」が作られた。もうひとつゲリラ対策として採用されたのが PACs (Patroles Civiles, 民間パトロール) と呼ばれる自警団である。これは農村の壮丁を徴発して準軍事的組織をつくり、ゲリラ対策に当らせるものである。PACs への参加は半ば強制的であり、拒否すればゲリラの同調者とみなされ迫害される。

1991年以來、政府と左翼ゲリラの連合組織 URNG との和平交渉が続けられているが、URNG 側の要求のひとつがこうした一連の対ゲリラ戦略装置(開発拠点, モデル村, PACs) の廃止である。

2. エルサルバドル

エルサルバドルにおける農民の反乱の歴史は1930年代に遡る。20年代にはコーヒー栽培農場の拡大により小農民が土地を奪われる過程が進行した。農民運動が高揚し、32年には、数千人の農民が蜂起するが公安当局によって鎮圧され、大勢が虐殺された。この農民蜂起を指導したのが共産党員のファラブンド・マルティ (Augusto Farabundo Martí) である。80年に結成された左翼ゲリラの連合組織 FMLN (Frente Farabundo Martí para la Liberación Nacional, ファラブンド・マルティ民族解放戦線) はその名を彼に因んでいる。32年の大虐殺 (Matanza) で総人口の1パーセント近い人数が殺されたといわれる。

この蜂起が鎮圧された後、1932年から79年までの間この国は実質的に軍部の支配下にあった。農村部の不穏な動きに対しては徹底して力で弾圧するという方針がとられた。そのための道具として用いられたのが「国警隊」(Guardia Nacional) である。これはいわゆる「14家族」(コーヒー農場を経営する大地主)⁽¹⁰⁾の利益を守るために1912年に設立された治安組織である。後に70年代になって農村における緊張がさらに高まると、当局はそれに対抗するために ORDEN (Organización Democrática Nacionalista, 国民愛国組織) を設立した。ORDEN は国警隊を補佐して農村の秩序維持に当る、農民自身から

リクルートされた準軍事組織である。

第2次大戦後、人口の増加および新しい商品作物の栽培拡大に伴い小農民が土地を失ったことにより、多くの農村住民の生活条件は悪化した。エルサルバドルは1960年代から70年代中頃までは中米共同市場の利益を受け経済は好調であった。しかし経済成長の恩恵はすべての階層に行き渡らず、所得格差は拡大し農村の貧困化は進んだ。

エルサルバドルは中南米の大陸部分で最も狭い国土面積（2万1000平方キロ）に500万人を超える人口を擁し、大陸部分で最も人口稠密な国である。そのため農村部における土地不足、人口圧力は他の中米諸国と比べて一層深刻である。エルサルバドルでは森林から耕地への転換が早くから進み、農耕適地はほとんど開発され尽くしていた。土地を求める小農民は、比較的未開発地が残されている隣国ホンデュラスへ越境して土地を占有し、耕作していた。つまりサルバドル農民にとってホンデュラスの土地がフロンティアであり、安全弁の役割を果たしていた。

ところがホンデュラスでも牧畜の拡大に伴い小農民が耕作地から排除され、土地をめぐる紛争が表面化すると、ホンデュラス政府はこれらエルサルバドル側からの越境農民を追い出しにかかる。その結果10万人を超えるサルバドル農民が本国へ送還された。1969年のエルサルバドル、ホンデュラス両国間の戦争（サッカー戦争あるいは100時間戦争）の背景にはこうした状況がある。このことが70年代にエルサルバドルで農村部の状況が逼迫したひとつの要因である。

政治面に眼を転ずると、1972年と77年の2回の大統領選挙で野党側が実際には勝ったと見られたが、体制側は不正手段に訴えて政権の維持を図った。そして2度とも軍人出身の大統領が就任した。77年に成立したロメロ（Humberto Romero）将軍の軍政は反政府運動に対して強硬弾圧手段をとった。しかし反政府運動、左翼ゲリラのテロ活動はかえってエスカレートした。70年代にはFAPU（Frente de Acción Popular Unificada、人民行動統一戦線）、BPR（Bloque Popular Revolucionario、人民革命ブロック）、LP-28（Ligas Populares

28 de Febrero, 2月28日人民連盟), MLP (Movimiento de Liberación Popular, 人民解放運動) といった左翼ゲリラ組織が次々と設立された。これらの組織が80年10月に連合してFMLNを結成する。そして81年以後内戦が本格化するのである。

1930年代の農民蜂起の中心は国の西部のコーヒー栽培地帯であったが、80年代のFMLNの活動拠点は主に国の北部および東部のホンデュラス国境沿いの山間部である。ここは自給作物の栽培に従事する小農民が牧畜の拡大に伴い排除されていったところである。後にFMLNの活動は南部および東南部の太平洋岸の綿作地帯にも拡大された⁽¹¹⁾。

1979年10月のクーデターでロメロ政権は倒される。同年7月に隣国ニカラグアで革命が成功してサンディニスタ政権が成立したが、ニカラグア革命がエルサルバドルに波及するのを恐れた軍内部の改革派がとった措置がこのクーデターであった。そしてキリスト教民主党のドウアルテ (José Napoleón Duarte, 後の大統領) を首班とする軍民評議会政権が成立した。当初評議会政

第2図 エルサルバドル FMLNの活動の盛んな県



権には軍部、キリスト教民主党の他にさらに左の革新派が参加していたが、革新派のアルバレス (Enrique Alvarez)、ウngo (Guillermo Ungo)、サモラ (Rubén Zamora) は後に評議会を去ってFDR (Frente Democrático Revolucionario, 民主革命戦線) という政治団体を組織して反体制側に入った。FDRは左翼ゲリラ連合組織FMLNの政治・外交上のスポークスマンの役割を果たすようになる。

ドゥアルテ首班の評議政権の下でいくつかの改革の試みがなされた。ORDENを廃止したのもそのひとつだが、重要なのは農地改革、銀行国有化、外国貿易の国有化である。農地改革は3つの局面 (Etapa) に分かれる。

第1局面：500ヘクタールを超える大規模農場を生産物、生産性等と関係なくすべて収用して農民に分配する。受益者農民は協同組合方式で生産にあたる。地主に対しては債券 (一部は現金) で保障し、受益者農民は長期の年賦 (15~30年) で代金を支払う。

第2局面は250~500ヘクタールまでの農場を収用するというものであるが、これは現実にはほとんど実施されていない。

第3局面：「土地を働く者の手に」のスローガンのもとに小作、分益小作に出している土地を地主から収用し、小作農民に土地所有権を付与して彼らを自作農化する。第1局面で収用の対象となったのが大規模農場であるのに対して、第3局面は中・小規模の農場が対象となった⁽¹²⁾。

農地改革は軍民評議政権とその後のドゥアルテ大統領のキリスト教民主党政権 (1984~89年) の下で実施された。この農地改革は米国がこれを支持し財政援助をしたこと、および激しい内戦という困難な状況下で実施されたという点で注目すべきものである。ドゥアルテ政権の改革路線は、より革新的な改革を掲げる左翼勢力が民衆の間に浸透するのを未然に防ぎ、先手を打って穏健な改革を実施しようとするものであり、米国がこれを支援したのもエルサルバドルが革命勢力の手中に陥るのを防止するという安全保障上の理由からである。

3. ニカラグア

1950年代および60年代において、ニカラグアは国民1人当り経済成長率が中米5カ国中最高を示した(第4表)。この高い成長率は輸出部門の高成長に負うものである。ニカラグアは中米5カ国の中で綿花と牛肉の輸出が最も拡大した国である。これら輸出産業の拡大と農村部における矛盾の深化とは無関係ではない。

1950年代以降、綿花ブームに伴い太平洋岸の肥沃な農業地帯において土地所有の集中化が進んだ。グアテマラの場合と異なり、ニカラグアでは農業開発は太平洋岸の低地から始まった。太平洋岸北部のレオン(León)、チナンデガ(Chinandega)両県は、綿花の栽培が始められる以前には豊かな穀倉地帯であり、トウモロコシを初めとする食糧穀物が栽培されていた。大農場による土地の集積、綿花の栽培地の拡大に伴い食糧穀物を栽培する小農民が土地を奪われる過程が進行し、土地をめぐる紛争が頻発する。

牧畜ブームが到来し、国の内陸部が牧畜適地として着目されると、太平洋岸から東へ向かう自動車道路が建設された。内陸のマタガルパ(Matagalpa)、ボアコ(Boaco)、チョンタレス(Chontales)の各県に商業的な牧畜が広がり、食糧作物を栽培する小農民が圧迫されることになる。その典型的な例をマタガルパ県マティグアス(Matiguás)郡(Municipio)に見ることができる。

マタガルパ県東部のマティグアス郡は全国でも有数のトウモロコシおよびフリホル豆の産地であった。1963年にはトウモロコシを中心とする単年生作物の栽培地が土地面積の8パーセントを占めていたが、76年にはわずか1パーセントに減少し、牧草地は同じ期間に39パーセントから94パーセントに増大した。その一方で森林は30パーセントから5パーセントへと減少した⁽¹³⁾。63年には土地の63パーセントが無権利の状態では保有されていたが、76年には86パーセントが所有権を付与された私有地に変わった⁽¹⁴⁾。小農民が占有・利用していた土地を追われる過程で紛争が発生し、やがてそれが左翼

第4表 1人当たりGDP成長率(a)の変遷(1950~89年) (%)

	1950-59	1960-69	1970-74	1975-79	1980-84	1985-89
グアテマラ	0.3	2.6	3.2	2.4	-3.1	-0.7
ホンデュラス	0.9	1.8	0.6	1.0	-2.4	0.1
エルサルバドル	1.9	2.2	1.8	0.4	-5.5	-0.7
コスタリカ	1.9	3.5	3.0	1.6	-2.3	1.0
ニカラグア	3.9	4.3	2.0	-6.8	0.2	-6.6
中米5カ国(b)	1.5	2.7	2.2	0.4	-2.9	-1.2

(注) (a) 各期間についての年毎の成長率の平均

(b) 加重平均

(出所) Booth John A., "Socioeconomic and Political Roots of National Revolts in Central America,"
Latin American Research Review, Vol.26 No.1, 1991, p.39.

第3図 ニカラグア



ゲリラの活動と結びつくようになる。

1961年にソモサ独裁政権打倒を掲げる左翼ゲリラ組織 FSLN (Frente Sandinista de Liberación Nacional, サンディニスタ民族解放戦線) が設立された。当初はとるに足らない勢力であったが、農村部に浸透し農民との結びつきを強めるにしたがい、次第に体制側にとって脅威となった。ソモサ政権は国警隊 (Guardia Nacional) を使って農村部で反乱鎮圧作戦を展開する。

一方カトリック教会の活動家が太平洋岸で農業労働者の組織化を始め、また都市および農村部の貧民を組織して CEBs (Comunidades Eclesiales de Base, 教会基礎共同体) を作った。1977年に設立された ATC (Asociación de Trabajadores del Campo, 農業労働者連盟) は FSLN と連携して、太平洋岸地域の反ソモサ運動において重要な役割を果たした。

ソモサ一族によるこの国の支配は、ソモサ・ガルシア (Anastasio Somoza García) が大統領に就任した1937年に始まり、その長男、次男と受け継がれて、1979年の革命でソモサ・デバイレ (Anastasio Somoza Debayle) が追放されるまで42年間続いたが、ニカラグアの伝統的な寡頭支配層 (オリガルキー) からみればソモサは新参者であった。ソモサ一族は30年以前にはほとんど土地を所有していなかったが、政権に就いて以来土地を集積し、全国の耕地の5分の1を所有するまでになった。一族は50年代以降の1次産品輸出ブームの最大の受益者である。ソモサの支配が続く中で貧富の格差が広がり、反政府運動が盛り上がるが、ニカラグアが他の諸国と異なるのは、富裕支配者層対貧困者層という一般的な対立ではなく、反体制運動はソモサ独裁支配に対する反対というかたちをとったことである。非ソモサ系の富裕者層はソモサ一族と必ずしも利害を共通にしないだけでなく、ときにはこれと対立する場合もあった。

1975年の FSLN による人質事件の後、ソモサは33カ月にわたり戒厳令を敷き反政府運動に対する取り締まりを強化したが、その間反政府系新聞ラ・プレッサ (La Prensa) に対する厳しい検閲も行なった。非ソモサ系富裕者層のソモサからの離反を決定的にしたのが、1978年1月のラ・プレッサ紙主筆ベ

ドロ・ホアキン・チャモロ (Pedro Joaquín Chamorro, ビオレタ・チャモロ現大統領の夫) の国警隊による暗殺である。それ以後私企業経営者を中心とする非ソモサ系富裕者層は FSLN, 労働組合, 農民組合その他の貧民組織とともに FAO (Frente Amplio Opositor, 拡大反政府戦線) を組織して反政府運動に立ち上がった。

1979年の革命は FSLN の武力闘争を中心に達成されたことはいうまでもないが、最終段階では国民の広範な層の同盟が結成され、伝統的なエリート層 (チャモロ家はその一員である) も反ソモサ運動に立ち上がったことに留意すべきである。革命後に樹立された国家再建委員会政権には当初ビオレタ・チャモロ (Violeta Barrios de Chamorro) 女史も参加していた。

革命達成後ただちに国家再建委員会は政令を発してソモサー族に属していた土地および農業資産の接収を定めた。接収された土地は APP (Area Propiedad del Pueblo, 人民所有領域) と呼ばれて国家の直接管理の下におかれ、国営農・牧場として運営される。一方非ソモサ系地主の私有地に関しては原則としてこれを尊重し、特定の条件に合ったもののみ有償でこれを収用する、としている (1981年「農地改革法」[Ley de Reforma Agraria])⁽¹⁵⁾。

サンディニスタ革命政権下の経済体制は混合経済体制といわれ、(a)国有部門 (sector estatal), (b)社会的部門 (sector social), (c)資本主義部門 (sector capitalista) の3者が共存する。農業の分野でいえば、(a)はソモサの資産を引き継いだ APP であり、(b)は農地改革によって新たに土地を付与された小農民のグループ (協同組合を構成する) および従来から土地を所有していた中・小規模の独立自営農民がこれに相当する。(b)は農民部門 (sector campesino) とも呼ばれる。(c)は革命前から輸出向1次製品の生産に特化してきた非ソモサ系の大農場である。このように革命後のニカラグアの農業部門が重層的な構成をしているのは、革命政権成立の事情および革命後の国内の諸勢力間の関係が反映されているため、と見る事ができる。

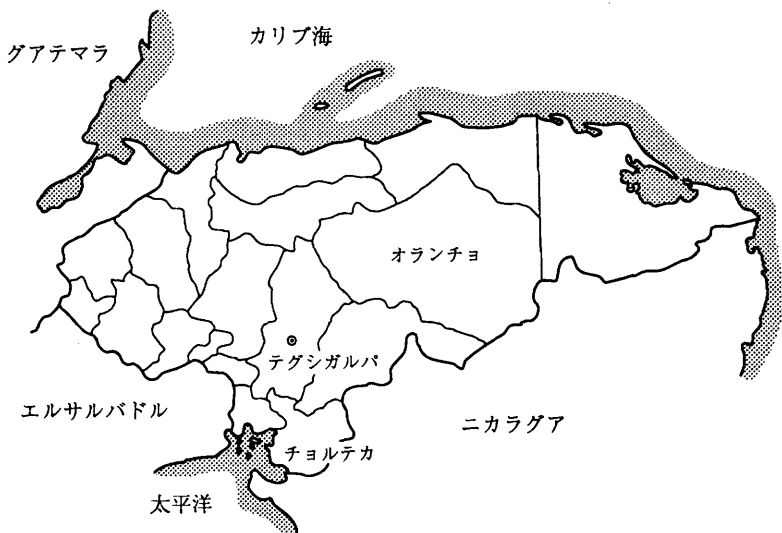
4. ホンデュラス

グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア3国では土地をめぐる紛争が高じて内戦状態になったが、ホンデュラスではそのような状態にはなっていない。80年代の中米地域紛争の盛期にはホンデュラスが国際的に話題になるのは、常に隣国の紛争国との関係においてであって、ホンデュラス自身の問題に関してではなかった。ホンデュラスはエルサルバドル、ニカラグアという両内戦国に接しているため、両国から大量の難民が流入するなどその影響を大いに被った。特にニカラグアとの関係では、反政府ゲリラ、コントラがホンデュラス領内に基地を設けるというかたちで隣国の内戦に巻き込まれた。それではホンデュラス国内には紛争の芽はないのであろうか。

ホンデュラスでも土地をめぐる紛争は存在する。他の中米諸国と同様、輸出入商品作物（主に綿花）の栽培地の拡大により小農民が肥沃な土地を追われて周縁的な地域へ移動するという現象が起こっていたが、牧畜のブームによってこれに拍車がかげられた。ホンデュラスは内陸の高原地帯に森林に覆われた未開発の土地が比較的多く残っている。土地不足が深刻になると、小農民は森林の周縁部を切り拓いて開墾し、生計のための作物の栽培を始める。

ホンデュラスには土地所有権の明確でない未開発、未利用の土地が相対的に多い。特に内陸の高原、丘陵地にそうした土地が多く、センサスの上では国有地、公有地ないしエヒードの土地として分類されている。これらの土地を小農民が生活手段として利用することは伝統的に慣行として認められていた。これらの土地が牧草地に転換される時には当然のことながら紛争が生じる。ホンデュラスで農民闘争が最も先鋭化したのはこうした地域においてであった。首都テグシガルパの東北にオランチョ（Olancho）県という面積の広い県がある。大部分が森林に覆われているが、森林の周縁部では輸出向農業の発達により国の南部の肥沃な農業地帯から排出された小農民が住みついて自給的農業を営んでいた。牧場経営者が牧草地の拡大を図ってこれらの小

第4図 ホンデュラス



農民が利用していた土地を牧場に組み入れようとしたことから紛争が生ずる。農民による土地占拠が起り、それを排除する際に地主側の雇った私兵によって農民が殺される、というような事件が1960年代以後オランチョ県で続発している。

ホンデュラスでも他の中米諸国と同様土地をめぐる紛争はあり、農民運動鎮圧に際して死者が出る事態は発生しているが、それが他の諸国の場合のように大規模な反政府ゲリラ闘争にまで発展しなかったのはなぜか。これは多分にこの国の低開発性と結びつけて説明することができる。

第1に、ホンデュラスには国有地、公有地その他の名目の、私的所有権の及ばない土地が比較的多く存在したこと、すなわち土地を求める農民にとってフロンティアが存在したことである。この点でエルサルバドルの場合と対照的である。

第2に、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグアの3国と比べた場合、ホンデュラスは国内の寡頭支配層、オリガルキーがそれほどはっきりと確立

されていないことである。他の国の場合は軍部（ニカラグアでは国警隊）が支配層の側に立って大衆運動を抑圧する側に回るのだが、ホンデュラスでは軍部はそれほど抑圧的ではない。その上軍部は必ずしも一枚岩ではなく、軍内部に農地改革に対して積極的な改革志向派が存在した。

第3に1960～70年代に農地改革を実施したことである。ホンデュラスは中米で最も開発の遅れた国であるが、労働者、農民の組織化が最も進み、労働運動、農民運動が盛んである。早い段階で農民組合の全国組織が作られ、農地改革を要求した。ホンデュラスの農地改革は62年という比較的早い時期に始められ、70年代の前半に革新的なアレジャーノ（López Arellano）軍政の下で進展した⁽¹⁶⁾。そして農地改革の実施を容易にした条件として第1に挙げた国・公有地等の存在を指摘することができる。

おわりに—構造調整と農業問題

本章では中米紛争をもたらした根本的な要因のひとつと考えられる農業問題をとりあげ、輸出向一次産品の生産拡大がいかに自給作物を生産する小農民の犠牲においてなされたか、そして土地をめぐる紛争がグアテマラ、エルサルバドル、ニカラグアの各国で反政府武力闘争へと結びつき内戦にまで発展していったかを述べた。

1980年代に中米地域を吹き荒れた紛争の嵐は、90年代に入ってニカラグアとエルサルバドルで相次いで内戦が終結したことでひとまず止んだ。残る内戦国グアテマラにおいても、難航してはいるが政府、ゲリラ両当事者間の和平交渉が続けられている。ホンデュラスにも紛争の火種はあり、小規模な反政府武装勢力は存在するが、これが本格的な内戦に発展する気配はない。中米は地域ぐるみの紛争の段階は既に脱したとあってよい。

それでは地域紛争、内戦状態からは脱却したといっても、中米各国内において紛争をもたらした根本的な要因は解消したのであろうか。本章で述べた

農業部門の諸矛盾に関するかぎり、問題はなんら解消しておらず、その解決は今後に残された課題である。

ニカラグアのサンディニスタ政権下の10年間に実施された農地改革、エルサルバドルのドゥアルテ政権（軍民評議会政権、キリスト教民主党政権）下の農地改革、およびホンデュラスの1960～70年代の農地改革は農業問題の解決へ向けての試みであり、少なくとも問題の緩和にはある程度貢献したことは確かである。しかしニカラグアとエルサルバドルでは激しい内戦という状況下において改革ははかばかしい成果をもたらさず、ホンデュラスの場合には、中米紛争を東西冷戦の枠組でとらえる米国の安全保障戦略の一環にこの国が組み込まれることにより、農地改革も方向転換を余儀なくされた。グアテマラにいたっては農地改革の端緒さえ見られない。

中米紛争の終結には東西冷戦体制の終焉という国際環境の変化が大きな影響を及ぼしたことは否定できない。それでは冷戦後の新しい国際環境の中で中米諸国が採用している開発戦略には紛争の根本的な要因の解決策は織り込まれているのであろうか。

1980年代の経済後退から脱し経済の安定化・再活性化を図るため、紛争後の中米諸国は、非紛争国のコスタリカも含めて、IMFの勧告を受け入れて構造調整政策を採用している。その中身は財政赤字の削減、公共部門の縮小、公共企業体の民営化が中心である。そこでは農地改革を含めた農業構造の改善はどう位置づけられているのであろうか。

農地改革を推進することと、経済における国家の役割の縮小、経済自由化の路線とは本来相容れないものである。農地改革において土地再分配を実施するには、地主に対する補償など相当額の財政支出を必要とする。さらに土地再分配後、改革部門に経済的有効性を持たせるためには、自由市場経済にまかせるのではなく、ある程度国家が介入することは不可避である。

経済自由化路線を押し進めるということは、これ以上農地改革を実施しない、あるいは農地改革によって作られた改革部門に対する介入、支援を行わず、これを放置することに他ならない。現にメキシコのサリナス（Salinas

de Gortari) 政権が強力に押し進めている自由化政策の下では、農地改革の終了が公式に宣言され、農地改革部門、すなわちエヒード⁽¹⁷⁾部門の実質的崩壊は必至である。ホンデュラスのカジェーハス (Rafael Callejas) 政権の下で1991年3月に制定された「農業近代化法」は、農地改革で導入された協同組合の土地の売却を認めるなど、過去の農地改革の成果を取り崩す内容のものである。

2大内戦国、ニカラグア、エルサルバドルの場合はどうか。いずれの国においても農業・土地問題は紛争を惹き起こす要因となっただけでなく、その後新たな様相も加わり、現在解決を要する国内の最も重要な問題のひとつとなっている。ニカラグアでは政権交替後、サンディニスタ政権下の農地改革の見直しが行なわれている。国営農・牧場の民営化、亡命先から帰国した元地主への土地の返還、武装解除された元コントラ戦闘員および軍隊の兵員削減によって除隊された元兵士に土地を与える問題等難問が山積している。エルサルバドルでも前政権下の農地改革の見直しがなされている他、さらに重要な問題としてFMLNによって実効支配されてきた地域の土地問題がある。これの扱いいかんによってはせっかく達成された国内和平そのものも再び危機に晒されかねない。

ニカラグアの場合は野党第1党となったサンディニスタ党 (FSLN)、エルサルバドルでは武闘集団から政治団体に転換するFMLNという強力な反政府勢力があり、政府の構造調整政策に対する反発は強い。両国とも構造調整政策の推進と農業問題の解決という2つの困難な課題に今後どう対処していくのかが注目される。

[注]

- (1) エルサルバドルの和平交渉については、石井 章「中米紛争終結への動き——エルサルバドル、グアテマラの場合」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.9 No.1, 1992年)32-36ページ。
- (2) ただしエルサルバドル、ニカラグア両国ではバナナは重要な作物ではない。
- (3) 例えばニカラグアの太平洋岸北部のレオン(León), チナンデガ(Chinandega)

の両県は豊かな穀倉地帯であったが、1950年代にトウモロコシ畑の多くが綿花畑に転換された。

- (4) 法的にはムニシピオ (Municipio, 県—Departamento, Provincia—の下の行政単位で郡に相当する) に所属する土地で、農民は使用料を払うことによりこれを利用できる。メキシコの農地改革で導入された独特の土地保有・利用の制度としてのエヒードとは異なる。
- (5) Williams, Robert G., *Export Agriculture and the Crisis in Central America*, Chapel Hill, University of North Carolina, 1986, p.87.
- (6) 同上書 117ページ。
- (7) 中米諸国の農地改革法は、それを提案した政権の性格の相違にかかわらず、ひとつの共通の要素を持っている。それは土地に対する権利に関して小農民の側の主張を認めていることである。すなわち生産的に利用されている私有地を侵害しないかぎりにおいて、未利用の私有地の収用、再分配を規定している(同上書 121ページ)。
- (8) Brockett, Charles D., *Land, Power, and Poverty: Agrarian Transformation and Political Conflict in Central America*, Boston, Unwin Hyman, 1990, pp.6-7.
- (9) Williams, 前掲書 147-151ページ。
- (10) 14という数は全国に14ある県の数に由来するのであって、かならずしもコーヒー大農園の経営者が14家族に限られるわけではない。
- (11) Williams, 前掲書 172-173ページ。
- (12) エルサルバドルの農地改革については別途稿を改めて論じたい。
- (13) Williams, 前掲書 131ページ。
- (14) 同上書 同上箇所。
- (15) ニカラグアの農地改革については、石井 章「ニカラグアの農地改革」(アジア・低開発地域農業問題研究会編『第三世界農業の変貌』勁草書房 1986年)177-197ページ参照。
- (16) ホンデュラスの農地改革については、石井 章「ホンデュラスの農地改革と農民運動」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.8 No.4 1991年)10-17ページ。
- (17) メキシコの農地改革により導入された独特の土地保有制度。その土地は売買・譲渡・賃貸借・抵当の対象とならず、農民は土地の用役権を有するのみで処分権を持たない。